

地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 開催日時

日時 令和6年2月9日（金）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

小笠原功委員、黒田豊委員〔委員長〕、高橋晋一委員、田村志保委員、
光吉恵子委員、元木利昭委員、吉成務委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選出

(5) テーマ

「民事調停手続の利用促進について」

説明者 徳島簡易裁判所庶務課長 浦 典 子

徳島地方裁判所総務課課長補佐 藤 原 秀 樹

(6) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(7) 次回開催期日、テーマ等

労働審判制度は非常によい制度であり、もっと利用されるべきと考えるが、それほど利用が進んでいない印象があることから、次回のテーマは、同制度についての意見交換を希望する旨の意見があった。また、次回の地方裁判所委員会の冒頭で、今回の意見交換の受けて実施された広報活動等の報告をすることとした。

(8) 所長あいさつ

(9) 閉会

5 意見交換要旨

(○：委員、□：説明者もしくは裁判官の職にある委員)

□：民事調停の利用が伸び悩んでいると思われる理由や認知度、裁判所が気付いていない利用に向けてのハードルや敷居の高さがないか、利用促進のための効果的な広報先や方法など、感想、気が付いた点など、ご意見、ご指摘いただきたい。

○：利用者アンケートの中で、調停制度をどこで知ったのかという結果があれば紹介いただきたい。

□：先程説明させていただいた利用者アンケート内に、「民事調停を知ったきっかけ」という事項があり、「申し立てる前に相談をした窓口」が最も多く約37パーセント、「裁判所の窓口」が約11パーセント、「裁判所のホームページ」が約7パーセント、「知人等からの話」が約20パーセントである。また、申し立てる前に相談をした窓口については、「弁護士、弁護士会」が最も多く約39パーセント、次に多いのが「市町村などが実施している無料法律相談」が約17パーセント、「裁判所の窓口」は約10パーセントである。なお、「相談していない。」という方が約20パーセントであった。

○：民事調停という言葉は知っていたが、先程の説明を聞いて、民事調停で解決できるのかというのが感想である。民事調停に向いている事案というのは典型的にあるのか。

□：一般の方が最初から訴訟提起のための訴状を作成するのは難しい場合があり、まず、何らかの話を聞いてほしいという方、請求したい内容や請求金額、自分の主張がはっきりしていないなど場合で、調停手続の中で調停委員が傾聴し、主張等を整理する必要がある方は

調停に向いている方と思われる。

○：調停手続は弁護士に委任する必要があるのか。

○：必ずしも弁護士に委任する必要はない。

弁護士が民事調停を勧めるケースは2つのケースがあり、一つ目は親族、近隣、知人などの紛争当事者間の人間関係は濃密である事案、二つ目が請求額が少額である事案である。弁護士が相談を受けた際に、民事調停申立てのために裁判所に行くよう伝えることがあるが、それが、実際に申し立てられているのか、また、本人が申立てに行った場合、裁判所では丁寧な手続案内がされているのか。丁寧な手続案内がされていれば、民事調停の申立てが増加すると思われる。

□：調停手続は訴訟手続と比較すると、弁護士が委任されていないケースが多い。

□：紛争を抱えているが、どのような手続をとればいいのか相談したい方や、調停手続を申し立てたいという方が裁判所の窓口に来られるが、前者のほうが多い。一般の方はどのような手続が裁判所にあるのかご存じでない方が多く、そのような場合、パンフレットを利用して、裁判所の各種手続のメリットやデメリット、どこの裁判所に提出することになるのか、定型の申立書書式の有無などを丁寧に説明し、来庁者本人に検討してもらっている。

○：裁判所に相談に来られる年齢層はどのようになっているのか。

□：裁判所に来庁される方は年齢層が高めの方が多いが、若い年齢層の方もいる。

○：民事調停の制度は非常に良い制度と思われるが、一般的に知られていない部分があると思う。広く一般に知ってもらうためには、ホームページへの掲載も考えられるが、現在のホームページのトップ画面、又はそれに近い画面に、民事調停制度の利用に関する情報は掲

載されているのか。

□：裁判所ホームページの裁判手続の案内メニュー内に、訴訟等の手続と一緒に概略等の掲載があり、先程見ていただいた調停手続の動画も、ホームページに掲載されている。

○：調停手続のパンフレットは、どこに配布しているのか。

□：現在、裁判所外部には配布していない。パンフレットは、裁判所庁舎内のパンフレット置場や受付窓口に備え付けられている。また、ホームページにも掲載されているが、裁判所に来庁されるか、ホームページ内のパンフレットのページが検索できないと見ることができない。

○：パンフレットには、具体的な事例が挙げられているのか。

□：パンフレットには、お金の貸し借りなど、具体的事例が記載されている。

○：パンフレットを見れば一目で分かるものか。

□：そうである。民間の感覚として、どのようなところにパンフレットを配布すれば民事調停の認知度が高まると思われるか。

○：市町村や公民館、最近では若年層のトラブルも増加しているので、大学も考えられる。大学生への認知度を上げるためにガイダンスをすることも有効と思われる。

□：人事関係の採用広報では、少なくとも年に1回は大学に行かせていただいております。その際、人事関係の広報資料を配布させていただいている。裁判手続のパンフレットを大学内に置かせていただくことは可能か。成人年齢が18歳に下がったことから、消費者契約やトラブル防止に焦点を当てると、裁判所の調停手続等が利用できるという案内の仕方もあると思われるので、配布について検討させていただきたい。

- ：パンフレットの備え付けについては、事務方と協議することになる。
- ：市町村において、法律相談等を受けている場合が多いと聞いているが、パンフレットの備え付けを受け入れていただけるのであれば助かる。紛争当事者の最初の相談者である市町村の担当者の方に知っていただければ民事調停の認知度が上がると考えている。
- ：市では、弁護士の相談会や、心配事相談などをしているので、パンフレット備え付けについては、担当者に連絡いただきたい。
- ：ホームページについて、民事調停というキーワードを検索しなくても分かるような内容にするなどの工夫が必要ではないか。
- ：徳島においてホームページの内容を変更することは可能であることから、分かりやすいようにできないか検討する。
- ：パンフレットの内容を掲載することは可能か。
- ：可能である。
- ：パンフレット画像を掲載する場合、画像だけではなく検索されないので、文字情報も一緒に掲載すべきである。また費用は掛かるが、徳島簡易裁判所や調停と検索した場合、その結果がより上方に出るような方法をとることも可能である。
- ：調停制度自体一般の方にはなじみがないので、ホームページに掲載する場合、「調停」という文字では分かりにくいと思われる。標題を「身近なトラブルでお悩みの方へ」など分かりやすく、調停になじみがない方でも検索しやすいようにするべきである。
- ：家庭裁判所の家事調停は民事調停より認知度があるのか。
- ：家庭裁判所でよくある離婚の手続であれば調停という言葉が出てくるが、民事事件の紛争を解決する場合、調停という言葉はあまり思い浮かばないことから、民事調停手続を利用してみるという考えは思い浮かばないのではないか。

- ：家庭裁判所の手続は、調停前置というルールがあるので、家事調停につながるが、民事事件についてはそのようなルールがない。裁判所では各種手続のことが分からない方に対して手続案内をしているが、そのような手続案内があるということを知っていただければ、民事調停の認知度が上がるのではないかと考えている。
- ：パンフレットを関係機関に配布するだけでなく、職員を派遣して説明会を開催したほうがいいのではないか。
- ：他庁で調停制度の広報をしていたが、徳島ではそのような広報はあまりしていないので、調停制度の認知度を上げるための広報先のルートがない状態である。広報先について教示いただければ助かる。
- ：他庁ではどのような広報をしていたのか。
- ：他庁では、パンフレットを市町村等に配布していたので、その際、公共機関に声掛けをして出前講義を実施していた。
- ：裁判所が丁寧に申立書の記載方法などを教示することができれば、調停手続を勧めやすい。
- ：裁判所は公平中立でなければいけないので、申立書作成については本人にさせていただくことになる。ただし、独自に、申立書書式を準備している事案もあり、紛争の内容によってはそれを利用することで民事調停の申立てができるようにしている。
- ：出前講義の際は、民事調停の説明だけでなく、裁判所全体を身近に感じてもらえるような内容にすれば、より良いのではないか。
- ：広報をする際は、裁判所の手続が自分の生活にどの程度関わってくるのかという点を意識して実施したい。
- ：セミナーやキャンペーンを実施して、それを取材してもらうという方法もある。
- ：昨年実施した調停制度100周年行事の際は、メディアの取材があ

ったと記憶している。今後、大規模イベントがあれば同様にしていきたい。

- ：専門家調停委員を増やしていただきたい。具体的には建築士を増やしていただければ民事調停手続を利用しやすい。そのほか、医療関係の専門家調停委員がいれば、訴訟提起の前段階の手続として民事調停を利用しやすいと思われる。

以 上